「健康づくり座談会」で体に良いこと始めませんか

▶申込先/問い合わせ先=健康推進課成人保健係(☎②1581/쩼②1589/Eメールアドレス= ofu kenkou@city.ofunato.iwate.jp)

「健康づくり座談会」は、保健師・管理栄養士を はじめとした専門スタッフが、健康づくりをサ ポートする体験型の講座です。

今回は「運動」についての講座です。運動不足を 感じている人は、ぜひ参加ください。

- ▷日程および会場=右表のとおり
- ▷時間=午前10時~11時30分(午前9時30分開場) ⊳内容
- ①筋肉量をチェック!

筋肉量、内臓脂肪レベルなどを、「インボディ」 という機械で測定します。

- ②血管老化リスクをチェック!
- 健康診断の結果から、体の状態を確認します。
- ③室内でできる!大人の「ほどよい」運動 冬場でも無理なく室内でできる運動を行います。 ※内容は変更になることがあります。
- ▷参加料=無料
- ▷定員=各会場20人
- ▷持参する物

健康診断結果表(検査値の分かるもの)、眼鏡 (必要な人)

▶申込方法=電話、ファクス、Eメールにより、 ①氏名(フリガナ)②年齢③電話番号④参加希望 日をお知らせください。

※電話受付時間=平日午前 9時~午後5時

▷その他=動きやすい服装で 参加ください。

開催日程および会場

期日	地区	会 場
1月16日(木)	赤崎	赤崎地区公民館
1月22日(水)	越喜来	三陸公民館
1月28日(火)	日頃市	日頃市地区公民館
1月29日(水)	猪川	猪川地区公民館
1月30日(木)	綾 里	綾姫ホール
1月31日(金)	末崎	ふるさとセンター

※盛、大船渡、立根、三陸町吉浜地区は、2月に 開催予定です。

開催日程などは、広報1月20日号に掲載します。

ありがとうございます~ふるさと大船渡応援寄附~

▷問い合わせ先二企画調整課政策調整係(☎内線214)

11月1日から11月30日までの間、全国各地から、 758件14,116,000円の寄附をいただきました。大 変ありがとうございました。

寄附をいただいた人のうち、本人の了解が得ら れた皆さんの氏名を掲載します。

【個人】(敬称略・50音順)

幸太 葛城 由佳 近藤 美紀 高田 英明 酒井 洋平 高野嘉一郎 裕 加藤 英志 大倫 加藤 武志 高村 阪口 真伍 真 孝浩 神谷 和善 佐々木輝明 瀧本 博幸 広之 菊地 光春 佐藤 祐太 田中 俊彦 雅人 北村 竜馬 佐藤 良 田中 長利 大野 功二 木山 芳松 澤井 宏文 田宮 寸 小川 幸子 倉持 裕幸 清水眞理子 千葉 隆広 小野寺憲幸 河内山貴志 新谷 宗史 筒井 勝 柏木 祐樹 古賀 相本 健太 坪井真之助 小林 幸一 片岡謙一郎 鈴木 猛 円谷 昭一

■ふるさと大船渡応援寄附とは

出身地や自分と関わりの深い地域である「ふ るさと大船渡」のまちづくりに対して、寄附と いう形で応援していただくものです。

※住民税と所得税の納税額が減額される優遇措 置があります。

安田

矢田

柳田

山田 英造

大和地 誠

津谷 清孝 平鹿百合子 寺井まみ子 廣瀬 戸口 好久 藤曲 淳 中川 一郎 増井 良則 中川 宏治 松村 義貴 中村 哲平 松本 直也 中村 三重野伸浩 雄喜 仁田 哲広 宮崎 土生 春夫 宮本 彩加 林 村上 浩二 村田 平鹿



汪

厚

圭介

ありが

(7) 広報大船渡お知らせ版 令和元年12月20日号(No. 1165)

償却資産の申告は1月31日までに~早めの申告を~

▷問い合わせ先=税務課資産税係(☎内線155・140)

毎年1月は、固定資産税の課税対象となる事業 用償却資産の申告時期です。

令和2年1月1日現在で、市内に事業用の償却 資産を所有する人は、早めに申告してください。

- ▷申告期限=令和2年1月31日(金)
- ▷持参するもの=申告書、種類別明細書、借入資 産申告書、マイナンバー(個人番号)および本人 確認書類(写し可)
- ▷その他=申告書が届いていない人は、問い合わ せください。
- ■太陽光発電設備は申告の対象となる場合があり

太陽光発電設備は、償却資産として申告の対象 となる場合があります。下表を参考に、対象とな る人は申告してください。

■東日本大震災による代替償却資産への特例適用

震災で滅失、損壊した償却資産の所有者などが、 令和3年3月31日までに被災地域で被災した償却 資産を改良した場合や、それに代わる償却資産 (代替償却資産)を取得した場合は、固定資産税額 の基になる課税標準額4年度分を½に減額します。 特例適用申告書と代替資産対照表に、必要事項 を記入の上、申告書と併せて提出してください。

■家屋を取り壊した人は必ず届け出を

固定資産税が課税されてい る家屋(居宅、物置など)を取 り壊した場合は、届け出る必 要があります。

詳しくは、問い合わせくだ さい。



◎申告の対象となる太陽光発電設備

	10kW以上の太陽光発電設備 (全量売電・余剰売電)	10kW未満の太陽光発電設備 (余剰売電)	
個人(住宅用)	事業用資産となり申告が必要	住宅用設備となり申告対象外	
個人(事業用)	事業用資産となり申告が必要		
法人	事業用資産となり申告が必要		

※建材型のソーラーパネル(屋根材と一体型)を設置している場合は、家屋の評価対象となるため、申告は不要です。

水道管の凍結にご注意ください

▷問い合わせ先二水道事業所(☎内線174)/簡易水道事業所(☎内線207)

毎年12月から3月にかけては、水道管の凍結事 故が多発しています。

旅行などでしばらく水道を使用しないときや、 気温の低い日が続いたときなどは、凍結防止のた め、次の点などにご注意ください。

■「水抜き栓」の活用

「水抜き栓」は、水道管を凍結させないように水 道管の水を抜くための装置です。

電動式とハンドル式がありますので、普段から 水抜き枠の設置場所と、動作の確認をしておきま しょう。

■水道管の保温

露出している水道管は、保温材や布類を巻いて 防寒し、その上から水にぬれないようにビニール テープを巻いてください。保温材は、ホームセン ターなどで購入できます。

■水道が凍結したら・・・

露出している水道管 や蛇口にタオルを巻き 付け、その上から「ぬ るま湯」をゆっくりか けてください。



※熱湯を蛇口などに直接かけたり、直火をあてた りすると、破裂や火災の危険があります。 余熱を利用するため、タオルは必ず巻き付け、 保温材は取り外してください。

■水道が破裂したら・・・

水抜き栓を閉め、応急処置としてタオルを巻き 付け、市指定の給水装置工事事業者に修理を依頼 してください。

また、温水器や給湯器(ボイラー)などの修理は、 購入した業者に直接依頼してください。

(6)